

○青梅市空家等活用支援事業補助金交付要綱

平成28年12月1日実施

改正

平成31年4月1日  
令和4年4月1日実施  
令和4年6月23日実施  
令和5年12月13日実施  
令和6年4月1日実施

青梅市空家等活用支援事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、青梅市（以下「市」という。）の区域内（以下「市内」という。）の空家等を利活用しようとする者に対して、その経費の一部を補助することについて必要な事項を定め、空家等問題の解消、移住・定住の促進および地域の活性化を推進することを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）空家等 一年以上居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物をいう。
- （2）空家バンク 市内に存在する空家等の売買、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を公開し、市内へ移住・定住等を目的とする空家等の利用を希望する者に対し、紹介を行う制度をいう。
- （3）交流拠点 地域の活性化に資する地域活動や地域住民の交流の場所をいう。
- （4）改修工事等 空家等を地域の交流拠点として活用するための改修工事ならびに改修工事に付帯する備品の購入および設置をいう。
- （5）家財道具等 使用されず空家等に放置された状態の電化製品、家具、寝具、生活雑貨その他家財道具をいう。
- （6）リフォーム等 空家等を取得または借り受けし、新たに居住するために行う、住宅の修繕、改装または改修をいう。
- （7）DIY型賃貸借 住宅のリフォーム等を借主の負担で行うことができる賃貸借契約をいう。
- （8）移住者 補助金を申請する日から遡って1年以内に市内へ転入した者をいう。ただし、その転入した日から遡って1年以内に市から転出し、当該転入が市への再転入となる者は除く。

3 補助対象者

補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）空家等を地域の交流拠点として活用しようとする団体または個人（以下「団体等」という。）であること。ただし、団体の場合は、運営に関する規約、会則等があるものに限る。
- （2）青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団および同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
- （3）政治および宗教活動を目的としない団体等であること。
- （4）団体等（市町村税の納税義務がない団体にあつては当該団体の代表者）が納付すべき市町村税および国民健康保険税（以下「市税等」という。）で、納期が到来している市税等を完納していること。

4 補助対象事業

補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）この要綱にもとづく補助金の交付を受けようとする空家等の改修工事等またはリフォーム等について、他の補助金（耐震化にかかる補助金または結婚新生活支援にかかる補助金を除く。）の交付を受けていないこと。
- （2）転売等の営利目的ではないこと。

5 補助対象空家等

補助の対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の建築に関する法令に適合している建築物であつて、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）にもとづく管理不全空家等または特定空家等として認定されていないものであること。

6 その他の補助要件

前3項に掲げるもののほか、補助対象空家等は、次の各号に掲げる要件を、当該各号に掲げる別表の区分において満たすものであること。

- （1）耐震基準等にかかる次のいずれかの要件 区分1および3
  - ア 昭和56年6月1日以降の耐震基準で建築されたものであること。
  - イ 地震に対する安全性にかかる建築基準法または建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の規定に適合することが証明されているものであること。
  - ウ 補助事業完了後に、前イの規定に適合することが確認できるものであること。
- （2）空家バンクへの登録見込みにかかる次の要件 区分2  
空家バンクの登録の申請がされており、現地調査の結果、登録される見込みであること。
- （3）空家バンクへの登録済みにかかる次の要件 区分3  
空家バンクに登録された物件で令和4年4月1日以降に取得または借り受けたものであること。
- （4）空家等活用事業の実施等にかかる次の全ての要件 区分1
  - ア 改修後の補助対象空家等を活用した事業（次のいずれかの事業をいう。以下「空家等活用事業」という。）が実施されるものであること。

(ア) 市の実施する移住・定住促進施策と連携する事業

(イ) 自由提案型事業

イ 空家等活用事業が、次の全ての要件を満たすものであること。

(ア) 5年間の事業計画があり、5年以上継続して補助対象空家等を地域の交流拠点として活用すること。

(イ) 青少年の健全育成を阻害するおそれがなく、公序良俗に反しないものであること。

(ウ) 地域の活性化を図ることが見込まれるものであること。

ウ 補助対象者が、空家等活用事業の実施される地域の自治会の加入要件を満たす場合は、当該自治会に加入するとともに、自治会活動に積極的に参加し、地域貢献に努めるものであること。

#### 7 補助対象事業の実施

(1) 補助対象者は、補助対象事業の施工者等を、市内に住所または事務所を有する事業者とするよう努めるものとする。

(2) 前号の補助対象事業にかかる契約は補助金の交付決定後に締結し、補助対象事業は補助金の交付申請をした日の属する年度の末日までに完了するものとする。

#### 8 補助対象経費

補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に掲げる補助対象事業を行うための経費とする。

#### 9 補助金の額

(1) 補助金の額は、前項に規定する補助対象経費に補助対象事業ごとに別表に定める補助率を乗じて得た金額とし、毎年度予算の定める範囲内で交付するものとする。

(2) 前号により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

#### 10 補助金の交付

補助金は、1空家等について1団体等に限り交付し、1団体等について同一年度に1回に限り交付する。ただし、当該空家等が補助事業の実施後に再度空家等となったときは、新たに補助事業を行おうとする団体等に対し、補助金を交付することができる。

#### 11 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、青梅市空家等活用支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助対象者が個人の場合は、第10号および第11号を除く。

(1) 補助対象空家等の現況の分かる写真および位置図

(2) 補助対象経費にかかる見積書

(3) 別表の区分1については、青梅市空家等活用支援事業補助金事業計画書(様式第2号)

(4) 別表の区分1および3については、改修工事等またはリフォーム等の設計図書

(5) 別表の区分1および区分3のイの事業については、補助対象空家等の借受けまたは譲受けの事実を証明する書類(貸借契約書の写し等)

(6) 別表の区分1および区分3のイの事業については、補助対象空家等の改修にかかる当該空家等の所有者の承諾書

(7) 別表の区分1および3にかかる改修工事等またはリフォーム等が、法令等の規定により許可または確認が必要なものについては、確認申請書等の写し

(8) 別表の区分1事業区分(ア)、区分3補助対象事業ア事業区分(ア)および補助対象事業イ事業区分(ア)については、申請者が移住者であることを確認できるもの(住民票の除票等をいう。)

(9) 昭和56年6月1日以降の耐震基準で建築されたことを証明する書類(建築確認済証等)、もしくは地震に対する安全性にかかる建築基準法または建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)の規定に適合することを証明する書類(耐震基準適合証明書等)

(10) 補助対象者(市町村税の納税義務がない団体にあつては当該団体の代表者)が市税等を滞納していないことを証明する書類(納税証明書等)

(11) 団体等の活動計画書

(12) 団体の運営に関する書類(規約、会則等)

(13) その他市長が必要と認める書類

#### 12 補助金の交付決定

(1) 市長は、前項の規定による申請があつたときはその内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、青梅市空家等活用支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)または青梅市空家等活用支援事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(2) 前号の場合において、市長は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

#### 13 補助事業の変更申請

前項の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとするときは、青梅市空家等活用支援事業補助金交付変更申請書(様式第5号)を市長に提出し、青梅市空家等活用支援事業補助金交付変更承認通知書(様式第6号)により承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更は、この限りでない。

#### 14 実績報告

補助決定者は、補助事業が完了したとき、または補助金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、青梅市空家等活用支援事業補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 契約書の写しおよび領収書の写し

(2) 事業実施前および事業実施後の状況の分かる写真

(3) 第11項第7号にかかる許可または確認の申請を行った場合は、その検査済証等の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

#### 15 補助金額の確定

市長は、前項の規定による実績報告があつたときは、その内容を審査するとともに完了検査を行い、補助金の交付の内容およびこれに対する条件に適合すると認められる場合は、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市空家等活用支援事業補助金交付額確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

#### 16 補助金の交付請求

補助決定者は、補助金額の確定後、速やかに青梅市空家等活用支援事業補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

#### 17 決定の取消し

市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。

#### 18 補助金の返還

- (1) 市長は、前項による決定をしたときは、青梅市空家等活用支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により、補助事業者に対して通知するものとする。
- (2) 市長は、前項の規定にもとづく取消しをした場合において、補助対象事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部または一部の返還を命ずるものとする。

#### 19 状況報告

別表の区分1にかかる補助決定者は、補助事業が完了した日の属する会計年度を含む6か年について、毎年度末における事業の実施状況を青梅市空家等活用支援事業実施状況報告書(様式第11号)により、市長に報告しなければならない。

#### 20 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則(昭和41年規則第16号)の定めるところによる。

#### 21 実施期日等

- (1) この要綱は、平成28年12月1日に実施する。ただし、令和7年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

#### 22 経過措置

- (1) この要綱の一部改正は、平成31年4月1日から実施する。
- (2) この要綱の一部改正は、令和4年4月1日から実施する。
- (3) この要綱の一部改正は、令和4年6月23日から実施する。
- (4) この要綱の一部改正は、令和5年12月13日から実施する。
- (5) この要綱の一部改正は、令和6年4月1日から実施する。

別表(第3項、第4項、第6項、第8項、第9項、第11項、第19項関係)

区分	補助対象事業	補助対象者	事業区分	補助率	上限額
1	空家等を地域拠点として活用するための改修工事等	空家等を地域拠点として活用する事業の実施主体である個人または団体。ただし、団体の場合は、運営に関する規約、会則等があるものに限る。	(ア) 市の実施する移住・定住促進施策と連携する事業	2/3	100万円
			(イ) 自由提案型事業	1/2	50万円
2	空家等の家財道具等片付けおよび片付けの際発生した不要物の処分	空家等の所有者等かつ当該空家等の空家バンクに登録した者または登録される見込みの者			
3	空家等のリフォーム等 ア 一般 イ DIY型賃貸借	ア 空家バンクに登録された空家等を令和4年4月1日以降に取得し、新たに居住し、5年以上定住する予定の者	(ア) 補助対象空家等に5年以上定住予定の移住者が実施する事業	2/3	100万円
			(イ) 補助対象空家等に5年以上定住予定の移住者でない者が実施する事業	1/2	50万円
		イ 空家バンクに登録された空家等をDIY型賃貸借により令和4年4月1日以降に借り受け、新たに居住し、5年以上定住する予定の者	(ア) 補助対象空家等に5年以上定住予定の移住者が実施する事業	2/3	20万円
			(イ) 補助対象空家等に5年以上定住予定の移住者でない者が実施する事業	1/2	10万円

